

「山林公有地化事業」 2004. 3. 1

「ダム周辺の山林保全措置に対する費用負担制度」（徳山ダム周辺を対象とした同制度につき、中部地整及び水機構は「山林公有地化事業」という名称を使用しています）

平成 12 年度河川局関係予算概算要求概要

<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/yosan/h12budget/990819p12.html>

ダム周辺の山林保全措置制度の創設

自然環境に配慮するとともに経済的なダム事業を推進する観点から、林道の付替に代え、地元自治体が林道の周辺山林を保全する施策(取得等)を講じる場合に、林道付替に要する費用の範囲内で事業者が負担できる制度を創設

I. 03 年 6 月頃 旧徳山村民から聴き取り

・ 1985(S61).3.15

公共補償協定妥結（残存地に関しては S58.12.23 に協議が成立）。

＜ダム湖周縁に村道を付け、村民が残存山林に行けるようにする。＞

協定は徳山村と水公団の間で締結され、岐阜県が立会人となっている。

・ 1996.春

徳山ダム審議会に「徳山ダム残存山林を考える会」（会長：埴國隆氏）から、要望書が出される。「故郷から離れて、残存山林の管理もままならない。公有地として買い上げてほしい」。6 月の公聴会でも埴氏、同旨の発言。

それまで数年にわたって水公団、岐阜県、藤橋村に要望してきたとのこと。岐阜県水資源室（水資源課の前身）は、今後話し合おうと埴氏らに約束。

・ 2000.5.10

第 9 回河川環境保全に関する環境庁、建設省連絡会議において「ダム周辺の山林保全措置に対する費用負担制度の創設について検討」を確認。

・ 2000.5.23

「徳山ダム本体起工式」で埴氏は村民代表として鍬入れ式に参加。挨拶で「残存山林問題が解決していない」と訴える。

・ 2000.9.18

藤橋村島中村長は「ダム周辺の山林保全措置制度」創設の方向で事務作業を進める方針を明らかにし、下流自治体に意向を伝える。

・ 2001.3 月

岐阜県、大垣市など揖斐川流域 25 町村、水公団は「徳山ダム上流域の公有化に関する確認書」を締結。藤橋村と水公団（立会人＝岐阜県）は「公共補償協定書（S61.3.15）の一部を変更する協定書」に調印。

＜事前に旧徳山村村民には何の打診も相談も無かった。「新聞をみて初めて知った」＞

本郷区権利者集会では、協定変更抗議して共有地での工事差し止め、立入禁止を決議。

・ 2001.5.19

旧徳山 8 集落の残地代表者連名にて協定変更抗議。公共補償協定の遵守を申し入れ、対応策の具体化まで「共有地及び私有地への調査立ち入り」を禁止し、工事はストップした。

・ 2002.1 月～2 月

水公団、藤橋村、岐阜県は公共補償協定変更に関する説明会を旧 8 集落ごとに開催。各集落が反対、抗議をする。（各集落によって事情の違いがある。下開田はすでに道路用地は補償済みで、道路も敷設されている。塚も買収済み。旧徳山村全体でまとめられない）

・ 2002.3.20

水公団は、「管理会長会」で説明会実施状況について総括を発表。「協定変更及び公有地化について白紙撤回しない」「各集落から出された申入書は撤回してほしい」

- ・2003年中、岐阜県と水公団（水機構）は「お詫び説明会」に終始。

II. 03.08.04 ~ 03.08.05 の行政等からの聴き取り

「ダムによる人造湖岸を巡る付け替え道路（村道・林道など）を作らず、その費用で、アクセスできなくなる残存山林を公有化する」「ダム水源地の山林の保全—環境保全のためである」

☆ 河川局治水課 ダム計画係 I

- ・法令ではない。通達である。→ 040227 通達でもない。財務省の「予算費目」)
予算上の措置としてH12年度に作られた。
- ・地方公共団体（市町村、県の場合もある）が森林振興計画を作って維持管理にあたる。
山林の管理上必要なもの（道路、索道、船着き場、等）は作る
- ・土地収用法は適用されない。民地が残れば付け替え道路は作る。

☆ 公団徳山ダム建設所 副所長 Y 030804

「受益の程度」 山林保全の受益（環境）

☆ 岐阜県水資源課補佐 F 030805

- ・ダム湖の自然生態系保全・水源涵養のために湖岸道路を造らない。
∴一般の人のアクセスが難しくなるので公有地化する
- ・人工林が天然林になるまでは手入れする。アクセス方法は、船舶とか
→ 040217「徳山村の者の猛反発で船舶という話はなくなった」（旧徳山村村民）
- ・付替道路費用の範囲内で公有化する
- ・山林の通常管理費用も付替道路費用から出す
- ・付替道路整備費用がいくらなのかきいていない、発表されていない
→ 03.11.30 資料によれば公有化費用＝249.3億円。内7億円は03年度の事務所経費に使われた→結局予算は7000万円で、執行額は1億数千万円（F）
- ・民地が残った場合の行き来の保障はダム事業者にある。
- ・森林新興計画ではなく「藤橋村森林整備計画」（H11～H21 H14.3変更）

☆ 河川局治水課 課長補佐 N 030805

- ・土地収用法の適用はない。あくまで任意買収でいく。
- ・買収できずに民地が残ったら、アクセスの方法（あくまでも付け替え道路を求めるか、作業道的なものか、船舶利用、索道などか）について**同意が得られないと湛水できない。**
- ・受益の程度 ダム事業者にとっての上限は付け替え道路
山林公有化事業者にとっての受益は定性的

III. 03.11.30 の中部地整事業評価監視委員会への水機構中部支社資料

徳山ダム周辺対象地 公有地化範囲＝254.5km²

用地取得範囲 約180km²

公有地化費用249.3億円

（付け替え道路建設費用275.3億円 村道2路線21.4km、林道7路線30.9km）

IV. 04.02.17 旧徳山村民より聴き取り

☆県は4月に値段（基準／単価）を明らかにし、welcome 方式で交渉する（県に売りたい人の分

を買い取る。売りたい人のあるところに交渉に出かけない。

94円/m²というような数字が取りざたされている。

☆ 岐阜県が公有地化に固執するのは、welcome方式に応じない人の分のお金を流用するつもりだからではないだろうか？ あとからボチボチ welcome方式で公有化を希望する人間が現れたときは、またどこかからか資金を回せば良い、という考えで。

☆岐阜県はすでに事務所経費として7億円を支出し、04年度の分も予算に計上。

「事務所経費を岐阜県がとるのは泥棒だ」＝「公有地化事業は、付け替え道路費用を振り向けた。付け替え道路建設費は、本来村民それぞれに補償されるべきものを「公共補償＝残存山林にいつでも行けるような道路の確保」としたものを岐阜県の事務所経費に充てるのはおかしい。」

V. 04.02.20 国交省河川局治水課への問い

1. この制度を記した文面。

2. この制度の対象となっている（ほぼ決定に近い「予定」も含む）ダム。

ア. ダム名/ダム事業者/ダム諸元/公有地化事業の事業者/対象面積

イ. アのうち実際に事業化されているダムと公有地化の率（公有地化事業者の買収率）。

3. 付替道路を造るはずであったダム事業者から公有地化事業者への財源の移譲について

ア. 単年度に全額移譲するのか？ そうでないとする、どのように移譲していくのか？

イ. 財源は、公有地化事業者の一般会計に入るのか？ そうでないとしたらどのようなところへ？

VI. 04.02.27 国交省河川局治水課N補佐より

1. 通達ではない。

財務省の定める予算費目 補償工事の代替措置にかかる費用負担 H12に創設。

（「予算事務提要」、「国土交通行政ハンドブック」）

2. 徳山ダム以外の対象ダム

① 志津見ダム / 中国地整 斐伊川・神戸川総合開発工事事務所

総貯水量5060万トン/有効貯水量4660万トン

洪水調節・河川環境保全・工業用水・発電

公有地化事業者：島根県頓原町 563ha 町の買収は終了

H14～H16にかけて国から町に支払う

② 横瀬川ダム (計画中)

四国地整 中筋川総合開発工事事務所

公有地化事業者：高知県宿毛市 41ha 調整中

3. 個別的である

・ 志津見ダムは公有地化事業者一般会計へ・一般会計から地権者に支出

・ 徳山ダムも公有地化事業者一般会計へ 事務費7億円は支払われた*

結局予算は7000万円で、執行額は1億数千万円（古川）

・ 単年度に支払われることは考えにくい

4. その他

不動産鑑定士などの鑑定を受けて単価を設定する。

事務費その他の増額が、単価を切り下げることに結びつくわけではない。

VII. 04.03.01 岐阜県水資源課 F より聴き取り

1. 「7億円」予算は7000万円となり、結局1億数千万円の執行になった

2. 一般会計に入っても、他と区別して他の目的に使えないようなものとしていきたい

04.03.05 Uより

公有地化事業費についてわかりましたのでお知らせします。

正式な事業名は「ダム周辺山林保全事業」です。

事業内訳

平成14年度	当初予算	668,916,000円	
	決算額	72,989,000円	
	決算内訳	事業費(委託費)	56,428,000円
		人件費	14,460,000円
		自動車購入費	1,121,000円
		事務費	980,000円
平成15年度	当初予算	98,989,000円	
	12月補正	84,502,000円	
	3月補正	38,888,000円	
	内訳	事業費	222,379,000円
		人件費	93,018,000円
		事務費	21,443,000円

山林公有地化 05.03.15 付記

行政の説明の載っているHPアドレスは以下の通りです。

水機構徳山ダム建設所のホームページ

<http://www.water.go.jp/chubu/tokuyama/>

「新着情報」

<http://homepage3.nifty.com/waterchubu/sub1/sub1.html>

「※過去掲示されたお知らせはこちら」

2003年11月30日中部地整事業評価監視委員会資料の中の「山林公有地化事業について」

<http://homepage3.nifty.com/waterchubu/sub1/pdf/hyoukaiinkai3/h02-4.pdf>

2003年10月9日中部地整事業評価監視委員会資料／27ページから30ページ

<http://homepage3.nifty.com/waterchubu/sub1/pdf/iinkai.pdf>